

# 第8次大阪府医療計画における 在宅医療の圏域について（案）

---

# 「在宅医療の圏域」に関する考え方（これまでの経緯と国の要件）

## <「在宅医療の圏域」にかかる経緯>

- ◆第7次医療計画策定時、国の策定指針においては、在宅医療の圏域について「弾力的に設定することが望ましい」と示されていたが、府の医療計画では在宅医療の圏域を設定せず、急変時の受入体制について、入院医療サービスを提供範囲とする二次医療圏単位で確保することとしている。また、医療計画圏域版では、二次医療圏毎に在宅医療に関する項目を盛り込み、圏域内の課題や取組等を記載している。これらの取組推進にあたっては、平成28年に地域医療構想の考え方のもと設置した二次医療圏ごとの在宅医療懇話会で、議論を進めている。
- ◆第8次医療計画策定に向けては、令和4年12月、国より「意見とりまとめ」の提示があり、この中で、在宅医療の圏域の設定について、「弾力的に設定すること」と記載された。

## <「在宅医療の圏域」に求められる事項※>

従来の二次医療圏にこだわらず、次の点及び地域包括ケアシステムの状況も踏まえて、地域の医療と介護資源等の実情に応じて弾力的に設定すること

- ①「急変時の対応体制（重症例を除く）」及び「医療と介護の連携体制」の構築が図られること
- ②「在宅医療において積極的役割を担う医療機関(以下、「積極的医療機関」という)」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点(以下、「連携の拠点」という)」を圏域内に少なくとも1つは設定すること

(※) 厚生労働省「第8次医療計画等に関する検討会「第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ」(令和4年12月28日)」

## <圏域の設定にあたっての検討>

	利点	課題
市町村単位	<ul style="list-style-type: none"><li>・在宅医療・介護連携推進事業の実施範囲であり、地域の実情に応じた取組により、住民に身近で利用しやすい医療・介護サービスの提供が可能である</li><li>・日頃から、関係機関と「医療と介護の連携体制」の構築が図られている</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村によっては医療資源が少ない場合があり、「急変時の対応体制」「積極的医療機関及び連携の拠点を少なくとも1つは設定する」との条件をクリアすることが困難な場合がある</li></ul>
保健所単位	<ul style="list-style-type: none"><li>・保健所の所管区域は、医療と福祉の施策の連携を図れる範囲として設定されており、保健所は、区域内の市町村を支援する役割がある</li><li>・所管区域内の医師会や医療機関との連携があり、医療計画との整合性を踏まえつつ、区域内の医療提供体制の検討と推進が容易である</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・「積極的医療機関及び連携の拠点を少なくとも1つは設定する」との条件に関して、保健所単位で考えても医療資源が少ない地域もあり、十分な在宅医療提供体制を構築できない場合がある</li><li>・保健所管轄と二次医療圏が一致しない市（柏原市）や地区医師会との管轄が一致しない町（島本町）がある</li><li>・府保健所が所管する市町村は変動する可能性があり、その場合に、一度構築した圏域での医療提供体制を再構成することは困難である</li></ul>
二次医療圏単位	<ul style="list-style-type: none"><li>・入院医療サービスの提供範囲であり、急変時受入体制の整備を含め、在宅医療提供体制を確保できる</li><li>・地域医療構想や外来医療計画（かかりつけ医等）及び介護保険事業計画等他の計画との整合性が図りやすい</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・国が求める「医療と介護の連携体制の構築」を行うには範囲が広く、在宅医療に関して、地域の特性を活かした十分な検討ができない可能性がある</li></ul>

## 府の考え方（案）

在宅医療の圏域は「二次医療圏単位」として整備し、取組については連携の拠点を中心とした地域で推進

- ◆在宅医療の圏域において、急変時の受入体制や医療と介護の連携体制の構築等が必要だが、医療資源の整備状況は地域によって異なるため、すべての圏域で体制を確保するには、二次医療圏単位とすることが望ましい
- ◆一方、日常の療養生活や容態悪化時の往診等、身近な医療提供体制の推進にあたっては、市区町村や保健所単位等の医療及び介護資源等の実情に応じて地域で推進することが望ましい
- ◆よって、二次医療圏内に、「連携の拠点」を中心とした地域を設定し、取組を推進する
- ◆なお、「連携の拠点」の地域設定にあたっては、必ず1つ以上の「積極的役割を担う医療機関」を含むものとする

→ 部会で意見を伺った上で、今年3月に国から示される予定の指針も踏まえ、決定する

# イメージ図 (案)

## ①在宅医療の圏域 (二次医療圏)

地域の急変時の対応体制や医療と介護の連携体制の構築等の在宅医療の体制整備

- ・医療計画の取りまとめ
- ・介護保険事業計画等、他の計画との整合性を図る
- ・在宅医療懇話会 (医療と介護の協議の場を含む) の事務局 等

「連携の拠点」及び「積極的医療機関」や市町村との調整は、所管する保健所が実施

## ②在宅医療の連携の拠点

(例) 市町村、保健所単位、地区医師会 (診療所・病院) 等

- ※
1. 医療、介護、福祉関係者による会議の開催  
(例) 市町村主催の地域ケア会議 医師会等の地域医療関係団体が開催する会議 等
  2. 医療、介護、福祉サービスの所在地や機能を把握し、退院から看取りまでの医療を提供するための調整  
(例) 医療・介護等関係機関の調整 等
  3. 連携による24時間体制構築や多職種の情報共有促進  
(例) グループ診療等の構築、多職種連携会議、ICTを活用した情報連携 等
  4. 人材育成・普及啓発  
(例) 医療従事者への研修、医介連携研修、ACP含む在宅医療に関する普及啓発 等

要件

③積極的役割を担う  
医療機関

③積極的役割を担う  
医療機関

③積極的役割を担う  
医療機関

- ※
1. 入院機能を有する医療機関は、患者の急変時に受け入れること
  2. 夜間や医師不在時 (特に1人医師が開業している診療所)、患者の急変時等に診療を支援  
(例) かかりつけ患者以外でも往診等の実施
  3. 在宅療養に移行する患者に必要な医療・介護、福祉サービスが確保できるよう関係機関に働きかけ  
(例) 地域ケア会議での関係づくり・働きかけ、退院時カンファレンスの開催 等
  4. 在宅医療関係者に必要な知識、技術に係る研修の実施や情報共有  
(例) 自院や関係機関の医療従事者等への研修 等
  5. 災害時における適切な医療提供のための計画策定と他の医療機関における計画策定の支援  
(例) 自院でのBCP策定及び他の医療機関への策定内容の共有 等
  6. 地域包括支援センター等との協働で、サービスの適切な紹介や、地域住民への在宅医療に関する情報提供  
(例) 地域包括支援センター、在宅医療・介護連携コーディネーター等との連携、ACP含む在宅医療に関する普及啓発 等

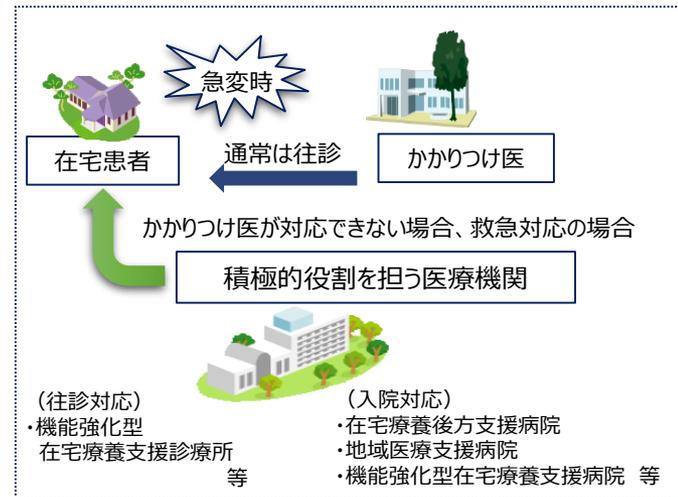
要件

※ ②及び③の要件については、第8次医療計画の策定指針 (令和5年3月予定) が国から示される予定であり、現段階では、第7次医療計画の策定指針の要件を引用

## ②在宅医療の連携の拠点

(例) 市町村、保健所単位  
地区医師会 (診療所・病院) 等

## 積極的役割を担う医療機関イメージ (案)



在宅患者



急変時



かかりつけ医

かかりつけ医が対応できない場合、救急対応の場合

積極的役割を担う医療機関



(往診対応)  
・機能強化型  
在宅療養支援診療所  
等

(入院対応)  
・在宅療養後方支援病院  
・地域医療支援病院  
・機能強化型在宅療養支援病院 等